

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく2点についてお伺いします。

まずはじめに、地球温暖化防止基本条例(仮称)についてお伺いします。

本年2008年は、京都議定書が定める温室効果ガス削減の約束期間の初年度に当たります。くしくも7月7～9日には、我が国では、初めて地球温暖化問題を主テーマとして北海道洞爺湖サミットが先進8ヶ国と中国、インドなど新興8ヶ国を含めて開かれました。ちょうどその頃は、今年も暑い暑い毎日が続いており、昨年40.9度を記録した多治見市は、7月25日38.3度、7月26日には39度と2日連続日本一を記録しました。26日にはベスト5に、大垣市、揖斐川町、美濃市が入るなど、岐阜県民にとっては、ことのほか温暖化が進んでいると感じられた夏でした。

このサミットの共同宣言では、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%削減を世界の目標とする認識で一致し、アメリカを含む主要8ヶ国が合意しました。残念ながら招待国としての中国やインドの新興8ヶ国との間では、数値目標はなく、ビジョンを共有するだけでうたわれています。近年経済発展が著しく温室効果ガス排出量の多い国々だけに残念でなりません。

しかしながら、温暖化の現状について昨年11月のIPCCつまり気候変動に関する政府間パネルの第四次報告書によれば、温暖化による気候変化は加速しており、その影響はすでに地球のあらゆる生態系に影響を与えていることが述べられており、一刻も早く「低炭素社会」づくりに向けて本格的に取り組まなければならないと思います。

これまでの本県における地球温暖化対策への取組みは、もったいない・ぎふ県民運動、レジ袋の有料化、マイはし使用運動、マイカー使用の自粛、省エネタイプの蛍光灯の普及促進、本県の広報紙「ふれあい くらしと県政」の9月、11月、12月号への特集等、各種の温室効果ガス排出量削減の施策を進めてきており、喜ばしいかぎりです。

さて、ここに持ってまいりましたのは、環境ジャーナリストの枝廣淳子さんが、今年3月に発表した、日本の地方自治体の温暖化対策目標と政策に関する調査をした報告書です。これによりますと、90年度からどれだけ排出量が減

少したかのランキングに温室効果ガスの増減率も、二酸化炭素の増減率においても、本県は、ともに47都道府県でトップテンにランキングされており、関係者、県民の努力の証だとうれしく思います。

また将来にむけた目標についても記載されており、国の目標をはるかに超えて意欲的な目標をかかげ、その実施にむけて動き始めている自治体も出ていますが、明らかになりました。本県では、残念ながら、こちらの順位はベストテンというわけにはいかないようです。国と同様というより2年早く2010年までに温室効果ガス排出量の6%削減を目指しておられますが、ぜひとも高い目標を明確にかかげていただきたく思います。

地球温暖化問題は、これまで述べてきましたように、21世紀社会において、人類の英知を結集して取り組むべき最大の課題といっても過言ではないと思います。しかし、これまで多くの自治体では、地球温暖化防止対策は、「国際的な課題であり、国と国際社会に任せておけばよい」として消極的な対応にとどまっていた側面が見受けられますが、温室効果ガス排出量削減の具体策は、むしろ事業活動や市民生活等に直接関わる自治体においてこそ、真剣に受け止めるべきであると思います。つまり先を見て大きく動き出している先進的な自治体と「お金がないから出来ない。国がやらないから出来ない。他にやるべきことがあるから出来ない」という後追い型の自治体との差が大きく明確になりつつあります。

このような状況の中で、意欲的な自治体においては、国の法制度を基礎として、地域の立場から温暖化対策を強化する方向で条例が制定されています。具体的な取り組み例として、京都市で2005年2月京都議定書発効を契機に「京都市地球温暖化対策条例」が2005年4月に施行されました。これは、地球温暖化に対する市の取組姿勢と温室効果ガス削減の数値目標や事業者対策など、独自の施策体系を盛り込んだ全国初の条例です。

都道府県では、2005年10月の大阪府をはじめ、これまで6府県で温暖化対策条例が制定されています。そして現在、本県のほか、神奈川県、山梨県などにおいて条例の制定に向け準備が進められているようです。今後ますます自治体は、地域特性に根ざした体系的な温暖化対策を構築し推進していくことが期待されます。

地球温暖化対策条例のポイントとしては、条例の性格と位置づけ、対策目標の設定、事業者の対応を促進する仕組み、住民への普及啓発、条例の評価・見直し、施策の実効性の確保など、いくつかあると思いますが、本県の地球温暖化防止基本条例の制定に向けた現在の進捗状況はどうなっているのか、環境生活部長にお伺いします。

次に、障がい者福祉についてお伺いします。

私たちは、今、猛スピードで少子高齢社会を迎えています。その為、認知症対策をはじめ、高齢者介護についてどうあるべきか、また少子化対策として、子育て支援をどうすべきかなどを真剣に議論しているところです。しかし、その一方で、少子化にあっても障害を持つ新生児が増えている現実を忘れてはならないと思います。その理由としては、毎日食べる食の問題、日常的に有形無形なかたちで体に入る環境ホルモンの影響、そして運動不足などライフスタイルの変化などもその原因ではないかと言われております。もちろん以前なら生きられない新生児も医学の発達により、生命を保つことができることもその一つの理由であろうと思われます。ただし、交通事故や病気等により、ある日突然に障がい者になることも多くなっています。

こうした障がい者の対策も、本人はもちろん、ご家族のことを考えると、高齢者福祉同様におろそかにしてはならない大切な問題だと思えます。

これまで障がい者といえば、おおむね身体障がい、知的障がい、精神障がいの大きく3つに分かれていましたが、現在では、発達障がいや障がいの重度化、重複化が顕著になってきており、その対応も多岐にわたることから、その対応いかんによっては、自治体間に格差が生まれつつある現実も見逃せません。

さてここで、我が国の障がい者施策を振り返ってみますと、昭和56年に障がい者の「完全参加と平等」という目標の実現を目指して、各国が行動を起こした「国際障害者年」を契機として、その推進が図られてきました。なんと27年前にさかのぼります。それを受けて、我が国では、昭和57年「国連・障害者の10年」の国内行動計画として、「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4年には次の「10ヶ年の新長期計画」が、平成7年12月には「障がい者

プラン、ノーマライゼーション7ヶ年戦略」が策定されました。そしてその後、平成15年度を初年度とする障害者基本計画が閣議決定され現在にいたっています。

同基本計画は、我が国が目指すべき社会を障がいの有無に関わらず、国民、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げています。そして各都道府県及び市町村にも障害者計画の策定を義務付けたところ です。

これを受けて、ここに持ってまいりました、「岐阜県障害者支援プラン」が、平成17年3月に発行され、またこちらの岐阜県障害福祉計画は、平成19年3月に策定されました。これは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の数値目標を定めたものです。今年度末がその見直しの時期となっています。

この障害福祉計画の見直しにあたっては、しっかりと調査し、利用者のニーズにそった計画となるよう切に要望しておきたいと思 います。

そこでまずはじめに、国がこれまでに進めてきた基幹的な3つの法律への対応についてお伺いします。その一つ目は、何と言っても平成18年4月に一部施行、10月から全面的に施行された、障害者自立支援法です。多くの障害者やご家族、各サービス事業所にとって、負担が大きいこと、障がいの特性にあった障がい程度区分の認定が十分されていないことなど、国民の批判も多く、生存権を定めた憲法に違反するとして、全国の8地裁へ提訴されている方もみえます。国においては、こうした批判に対して、平成20年度までの3ヶ年間に円滑施行特別対策費として、1200億円にのぼる予算措置がとられ、利用者負担などの軽減措置が図られたところであります。これらに対して本県議会においても平成20年第四回定例会において法律の抜本的な見直しについての意見書を提出したところであります。そこで西藤副知事にお伺いします。県としても国にもっと現状を伝えるべきだと思 いますが、どのようにお考えですか。お聞かせください。

次に従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいという3つの枠組みでは的確な支援が難しかった自閉症や学習障がいといった発達障がいのある人に対して、その障がいの定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇

用等の分野を超えて、一体的な支援を行う体制整備を行うため、「発達障害者支援法」が平成 17 年 4 月に施行されました。

先日新聞報道されましたように、この発達障害者支援法に基づき、県では一昨年に県立希望が丘学園の発達支援センター「のぞみ」を開設しましたが、相談者の増加で相談まで 2～3 ヶ月かかる状況に至ったことから、その改善を図るため、本年度 10 月には、そのランチが、すべての圏域に設置されたと報じられていました。その有効な活用を期待するところです。そこで西藤副知事にお伺いします。こうした整備により、相談窓口の状況は、どのように改善されたのでしょうか。現状をお聞かせください。

3 つ目が教育の分野においては、障がいのある児童生徒等の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、平成 17 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換することなどを内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月に成立し、平成 19 年 4 月から施行されました。本県でも、一人一人の可能性を引き出す自立支援教育として、「子どもかがやきプラン」を作成、障がいの重度化、重複化への対応や児童生徒数の増加に伴う教室不足への対応など、現在の 12 校から 20 校に増設する計画と聞いています。すでに昨年 4 月に大垣が、本年 4 月に岐阜本巣、海津特別支援学校が開校、来春には揖斐特別支援学校も開校しますが、一日も早い全県下への整備をお願いする次第です。しかしながら、特別支援教育は施設の整備だけでなく、支援にあたるマンパワーとして人材確保や専門性の向上などハード・ソフト両面における充実が欠かせません。

特に、重度重複障がいの子どもたちは、肢体不自由の特別支援学校で、八割を超えており、専門的な支援がより求められています。そこで特別支援学校に通学する重度重複障がいの子どもたちに対するソフト面の充実について、現在どのように進められているのか、教育長にお伺いします。

いろいろと障害者施策についての国の法律に対応した県の取り組みについてお伺いをしてきましたが、次に、障がいの中でも、先に述べましたもつと重度で、重複化した障がいとしての重症心身障がい児についてお伺いします。

重症心身障がい児とは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複

している人たちを言います。また、最近では呼吸器や嚥下機能、消化器など医学的管理が絶えず必要とされる「超重症児」といわれる人たちも増えてきています。また歩行は可能であっても身体疾患や強度の行動障がいをもつ人々への支援のあり方も課題となっています。現実の問題として、以前私は、厚生環境委員会の視察で県立大垣特別支援学校を訪問した際に、時々タン吸引が必要なため、一人の看護師さんがついてみえる生徒さんを見て、驚くと同時に大変なお仕事だと思いましたし、ご家族の苦労も大変だと思いました。

こうした方への行政支援は、どうなっているのか疑問に思っていたところ、親さんから相談を受けました。そして、初めて県内、外の施設を知らされ、早速見てまいりました。全国的にも重症心身障害児への先進県である滋賀県の施設を2つ見てまいりました。

それは、大津市立やまびこ総合支援センターと社会福祉法人のびわこ学園医療福祉センター野洲です。今、議場にお配りしてあるのが、その一つのびわこ学園医療福祉センター野洲です。施設に着いた時には、コテージのような建物なので一見障がい児を預かる施設とは思えませんでした。施設の創立者は糸賀一雄さんといいます。すでにお亡くなりになって40年経ち、つい先日草津市で没後40年のシンポジウムが盛大に開かれました。皆さんは糸賀一雄氏をご存知ですか。私は知りませんでした。糸賀一雄氏の人生を綴ったこの本「異質の光」を読んではじめてその偉大さを知りました。大正3年鳥取市で生まれられ、青年時代に洗礼を受けた熱心なキリスト教徒です。キリスト教からの影響もあり、親のすすめる医学部への進学を変え、京都帝国大学文学部哲学科を卒業され、昭和15年滋賀県庁に奉職し、秘書課長などを歴任されました。糸賀さんは、戦争により、日本の国土は荒廃、文化は衰退し、精神は退廃したことを憂い、昭和21年びわこ学園の前身の近江学園を開き、戦災孤児や障害児にとって、なによりも温かく楽しい、そしてお腹がいっぱいになる家庭をつくろうと実践された方です。この本の中で糸賀さんは、重い障害を持った子どもたちを本当に理解してくれる社会、差別的な考え方や見方のない社会、人間と人間が理解と愛情で結ばれる社会をつくっていきたいと言っています。障がい児への愛の深さにとても真似のできない、すばらしい人がみえ

たのを初めて知りました。そして多くの後継者と多くの施設を残し 54 才という若さで亡くなりましたが糸賀思想は今も脈脈と受け継がれています。第二びわこ学園の玄関を入ったところには、糸賀一雄氏の有名な「この子らを世の光に」の言葉が刻まれていました。「この子らに世の光を」ではないのです。「を」と「に」の使い方にその熱い思いを感じ感動しました。施設の中では、寝たきりで酸素マスクや何本かの管も取り付けられ、各種計器も付いているベッドで、幼い子が多く入院してみえました。また献身的に働く若い看護師さんの姿も感動的でした。時々、寝ながらですが、ニコッと笑う子どもさんの顔を見てホッとさせられました。

同じように私は、岐阜県の施設も 4 つ見させていただきました。独立行政法人 国立病院機構長良医療センター、県立希望が丘学園、県立大垣特別支援学校、大垣市立ひまわり学園と行ってまいりました。長良医療センターにある筋ジストロフィーの患者さんのあかつき病棟、脳性まひ等による重症心身障害者のしろばと病棟と、やはりどの施設でも献身的に看護にあたる若い看護師さんの姿に感動しました。ただ長良医療センターは築 37 年ととても老朽化が進んでおり、ハード面でも滋賀県との違いを見せつけられました。

さて改めて考えてみますと、この問題は、福祉の範囲なのかもしれませんが、法改正により、学校・学園とつく限り、教育の現場であり、看護を必要とする限り、医療の現場でもあり、出生前からの対応を考えると、保健の現場ということで、まさに行政でいう縦割りの弊害を受けやすく、うまく連携を図らないと不幸になるのは県民であり、障がい者であり、ご家庭です。ハード面、ソフト面の両面において、他県との格差を是正していかなければならないことは当然であると思います。

さて、こうした勉強をしていますと、すでに東濃地域において、岐阜県の現状に着目し、県立多治見病院に在職してみえた岩城先生が中心となって、重症心身障がい児への対応について提言された組織があったことを知りました。その組織は現在は解散していますが、平成 16 年度に「東濃地域の療育を考える 100 人委員会」として発足し、障害のある方が、住み慣れた地域で適切な療育を受けながら、普通の生活をする事」を目指し活動をされておられました。

ここに、昨年 3 月に当会から出されました提言書を持ってまいりました。隣県

の施設に頼ることなく、地域において、専門医師の確保や医療機関での子どものリハビリの実施またショートステイの整備についても提言されています。東濃地域を限定したような提言の部分もありますが、西濃地域の親さんからの要望と合致するところも多くあり、きわめて適確にとらえられています。

西濃地域には、キリスト教関係の方が運営している重症心身障がい児の通園施設の「あゆみの家」がありますが、やはり常に満員の状態です。親さんからは、自分が病気をしたり、健常の子どもたちとの旅行の時など利用できる、ショートステイへの要望をお聞きしましたが、可能な病院なり施設が少なく、あっても常に満床の状態ともお聞きしました。

さらにもう一つ、ここに持ってまいりましたのは、今年3月に岐阜県立看護大学において発表された在宅重度障がい児に関する共同研究報告書です。この報告書もやはり先進県である滋賀県と比較して、岐阜県での課題が的確に整理されています。この2つの提言や研究報告書をも、やらねばならないことがいくつか明確になってきているものと思います。ぜひ参考にされ、すぐに出ること、3,4年かかるもの、5~10年を必要とするものと、計画的に5圏域にしっかり体制づくりをしていただきたく思います。幸い先程お見せした岐阜県障害者支援プランの中でも重症心身障がい児への相談員の派遣やボランティアの養成など、一部政策提言されていますが、更なる政策の充実とそのプランが絵にかいたもちにならないようにお願いします。そこで西藤副知事にお伺いします。これまでの重症心身障がい児への県の取り組み及び今後の対応についてお聞かせ下さい。

最後に、我が国は、以前のような1億総中流時代と言われた時代と違い、今では格差社会とも言われています。三位一体改革による都市と地方の格差、規制緩和によりワーキングプアの増大による所得格差、なお特に福祉の現場においては受益者負担の考え方で負担増になれば、ますます格差が広がるのは障害者であり高齢者です。岐阜県に生まれたことが格差にならないよう、喜びとなるようなぬくもりある福祉施策を一つ一つ実行していただきたく思います。広辞苑で「福祉」という言葉を引きますと、幸せと第一に定義されています。障害者はじめ弱者と言われる全ての方々が、本当に幸せと感じられるような施策を国への要望と合わせて県独自でも進めていただきますよう、知事答

弁はありませんが、古田知事にもお願いします。なお、古田知事には来年1月の審判に向けて県内を走り回ってみえることと思いますが、これから年末年始にかけて、ますますお忙しくなると思いますので、くれぐれも健康には留意され、新年、改めて210万県民の幸せのため、ご活躍されんことをお願いし、微力ではありますが支援をお約束致しまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。